

タブレット型PCに組み込む情報モラル教育用コンテンツとしての モラルジレンマ資料の検討

A Discussion on Moral Dilemma Stories as Educational Contents for Information Ethics to be Installed onto Tablet PC

(2016年3月31日受理)

佐々木 弘 記

Hironori Sasaki

Key words : 情報モラル, モラルジレンマ, 道徳の時間, 読み物資料, タブレット型PC

要 約

情報モラル教育の推進には、保護者との連携は欠かせない。タブレット型PCを用いた家庭での事前・事後学習と教室での対面授業とのブレンド型授業による道徳授業の展開方法を開発しようと考えた。本稿では、タブレット型PCにコンテンツとして導入する道徳の読み物資料として、モラルジレンマ資料は適切かどうか検討した。情報モラルに関するモラルジレンマ授業の実践事例を6編収集して分析したところ、1) 資料の主人公が法やきまりを遵守すべきだという立場と、他の価値に関する心情の間で葛藤するという筋書きになっていること、2) 「3種の知識」モデルへの適用では、状況の知識として、法やきまりの遵守の知識があるので、「適切な情報モラルの判断」は定まっていること、3) 授業終了の段階で、他の価値を優先し、法やきまりを守らなくてもよしとする立場の児童生徒が存在していること、4) 道徳性の向上が必ずしも「適切な情報モラルの判断」につながっていないこと、を特徴として指摘した。そして、「適切な情報モラルの判断」が定まっているにもかかわらず、その他の価値との間で葛藤を起こさせる必要性が薄いこと、法やきまりへの抵触を容認してしまう可能性があることから、法やきまりの遵守を一方の価値として位置付けたモラルジレンマ資料をタブレット型PCに組み込むことは控えることにした。

1. 問題の所在と研究の目的

インターネットや携帯電話など社会の情報化が進む中で、ネット上のいじめや誹謗中傷、また、犯罪や違法・有害情報などの問題が発生し、いわゆる情報化の「影」の部分で深刻な社会問題になっている。学校教育のみならず、社会教育、家庭教育においても情報モラル教育が普及しつつあるが、問題が後を絶たない。

文部科学省の委託事業である情報モラル等指導サポート事業(2006)では、「情報モラル」とは、「情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てること(心を磨く領域)」と「情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意

識(知恵を磨く領域)」から成り立つとしていた⁽¹⁾。当時、後者の知恵を磨く領域については、コンピュータ教育開発センター(2005)による「ネット社会の歩き方」⁽²⁾や、教員研修センター(2005)による「情報モラル研修資料」⁽³⁾など様々な教材が提供されていたが、前者の心を磨く領域に対応した教材は十分ではなかった。

佐々木・木口・平松(2005)は、読み物資料、場面絵、学習指導案から成る情報モラル指導用教材パッケージを20本作成した⁽⁴⁾。これらの教材を用いた指導では、危機への対処方法を児童生徒に教えることはできたが、情報モラルの判断力を育成するまでには至らなかった。

折しも、2008年3月に公示された新しい学習指導要領では、小・中学校の道徳の時間における指導の配慮事項

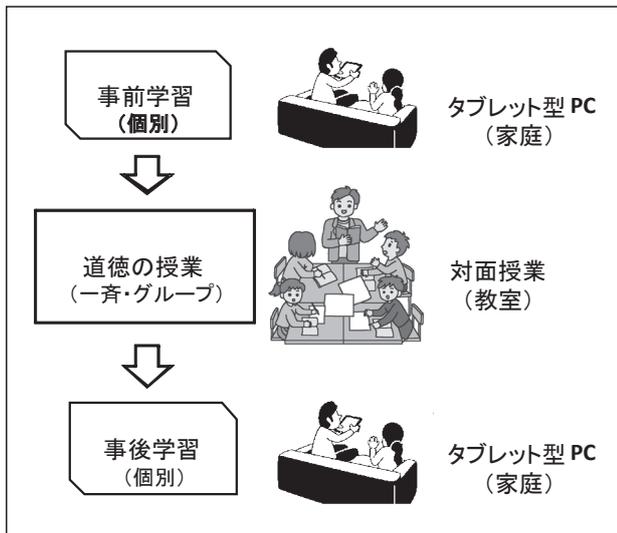


図1 ブレンド型授業の流れ

として情報モラルに関する指導が上げられた。今後、新しい学習指導要領のもとで、情報モラルを育てる教材の開発が必要となってくる。

ところで、文部科学省(2010)による「教育の情報化に関する手引き」に示されているように情報モラル教育の推進には、保護者との連携は欠かせない⁽⁵⁾。作成した教材を用いた授業の効果をより高いものにするために家庭でのタブレット型PCを用いた事前・事後学習と教室での対面授業とのブレンド型授業による道徳の授業展開方法を開発することを構想した(図1)。つまり、授業の事前に児童生徒は、タブレット型PCに導入された道徳のコンテンツを用いて、個別に家庭で家族と対話をする。その後、教室での対面授業により道徳の時間の授業を受ける。そして、授業後に、再びタブレットを用いて個別に授業内容について家族と対話する。家庭での事前・事後学習には、保護者や家族に参加するよう協力を求める。コンテンツには児童生徒と家族との対話を促す工夫をする。実践後、効果測定し、修正を繰り返すことによって、最適な授業展開方法を完成させる。このように、タブレット型PCを用いて、教室と家庭でのブレンド型授業の効果について検討することが本研究の長期的な目的である。

道徳の時間の指導に用いられてきた指導法として、モラルジレンマ指導法がある。荒木(1997)は、コールバーグの道徳性認知発達理論を論拠としたモラルジレンマを

用いた指導と評価方法を提唱している⁽⁶⁾。これは、教え込み型の道徳の授業を克服する指導として注目されてきた経緯も有り、タブレット型PCにモラルジレンマ資料を組み込めば、家庭において家族と児童生徒の間で情報モラルに関する会話が促進されると考えられる。これまでに数多くのモラルジレンマ資料が開発され、授業の実践事例が紹介されている。その中には、情報モラルを扱った事例も含まれている。そこで、情報モラルを扱ったモラルジレンマ授業にはどのような特徴があるのかを明らかにし、モラルジレンマ資料はタブレット型PCに導入する道徳のコンテンツとして適切かどうか検討することが本稿の目的である。

2. 情報モラル教育

2.1. 情報モラル教育の定義

2008年改訂の学習指導要領総則において、「第1章第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の1つに、初めて「情報モラル」の文言が入った⁽⁷⁾。

(9)各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

更に解説書には、「情報教育の充実、コンピュータ等や教材・教具の活用」として、次のように述べられている⁽⁸⁾。

情報モラルとは、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することであり・・・(略)・・・について考えさせる学習活動などを通じて、情報モラ

るを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。

また、「教育の情報化に関する手引き」には、次のように述べられている⁽⁹⁾。

「情報モラル教育」とは、情報化の「影」の部分を理解することがねらいなのではなく、情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育であることをまず念頭に置くことが極めて重要である。

ここで述べられている判断力を本研究においては、「適切な情報モラルの判断」を行う能力とし、この「適切な情報モラルの判断」へ導くための資料の在り方を探ることとする。

次に、情報モラルと道德の時間との関連であるが、2015年7月に示された「学習指導要領解説特別の教科道德編」には、次のように述べられている⁽¹⁰⁾。

情報モラルは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度と捉えることができる。内容としては、情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワークがあるが、道德科においては、第2に示す内容との関連を踏まえて、特に、情報社会の倫理、法の理解と遵守といった内容を中心に取り扱うことが考えられる。

これらの記述から、本稿においては、情報モラルとは、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」と定義し、道德の時間に行う情報モラル教育としては、特に「情報社会の倫理、法の理解と遵守」の内容を中心として扱うこととする。

2.2. 「3種の知識」モデル

村井(1987)による道德教育における「三種の知識⁽¹¹⁾」

を援用し、松田(1999)は、情報モラル教育における「3種の知識⁽¹²⁾」を提案している(図2)。更に、玉田・松田(2004)は「3種の知識」を組み合わせた情報モラルの指導法を提唱している⁽¹³⁾。「原則の知識」(道德的規範知識)とは、決まりを守ることや思いやりなどといった人として守るべき知識であり、「状況の知識」(情報技術に関する知識や技術)とは、コンピュータやネットワークの特性及び行為が与える影響等の理解である。「合理的判断の知識」(判断のための見方・考え方)とは、「原則の知識」と「状況の知識」を組み合わせる望ましい判断をするための知識である。玉田・松田の提唱する授業の展開は、情報社会においてある問題に直面した際、「3種の知識」に照らし合わせて、適切な情報モラルの判断へと至るための枠組みを指導する授業であり、道德の時間に用いるモラルジレンマ授業とは異なる。しかし、これまでのところ、「適切な情報モラルの判断」のための理論的なモデルが示されているのはこの「3種の知識」モデルに限られるので、このモデルに適用して、モラルジレンマ資料を検討していくこととする。

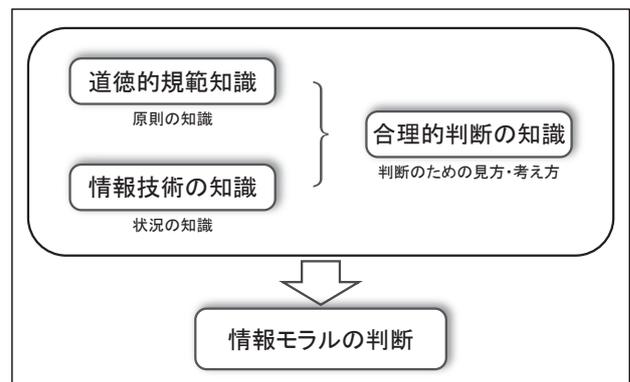


図2 「3種の知識」モデル

3. モラルジレンマ授業

3.1. コールバーグの道德性認知発達理論

コールバーグの道德性認知発達理論によれば、表1のように人間の道德性には3つの水準があり、更にその水準は7つの発達段階に分けられる。そして、道德性は各段階に沿って向上していくとしている。モラルジレンマを用いた指導では、授業において、学習者に道德的な認知を不均衡にする状況(価値葛藤場面)を設定し、この

不調和の状況を正しく調整するために、学習者が自分の考えや変えたり、調節したりすることを通して、道徳的に一段階高いレベルに道徳性を向上させようとするものである。

表1 道徳性の水準と発達段階

水準	段階
I 前慣習的水準	1 他律的な道徳性
	2 個人主義, 道具的道徳性
II 慣習的水準	3 対人的規範の道徳性
	4 社会システムの道徳性
III 慣習以後の原則的水準	5 人権と社会福祉の道徳性
	6 普遍性, 可逆性, 指令性をもつ一般的な倫理的原則の道徳性

荒木(2005)より作成⁽¹⁴⁾

3.2 モラルジレンマ授業

モラルジレンマ授業で用いる資料には、2つのタイプがある。1つの価値についての当為を巡って生じるジレンマを扱った資料で、小学校低学年を対象に用いられる。これに対して、2つ以上の価値の間で生じる当為を巡って生じるジレンマを扱った資料は、小学校中学年以上が対象となる。そして、「いずれのタイプも選択されるべき複数個それぞれに道徳的に見た善さや正当性がみられ、すぐには道徳的な判断がつかないように構成されている」といい⁽¹⁵⁾、モラルジレンマ資料には後者のものが多い。更に、資料づくりの原則として、次の7点の要件を挙げている⁽¹⁶⁾。

- (1) お話しはできるだけ単純とする。
- (2) オープンエンドである。
- (3) 道徳的な意味について2つ以上の論点が含まれている。
- (4) 表面的な葛藤とならないためにも、対立する価値中心の判断・理由づけは低次から高次まで幅広く表れること。
- (5) 現実の特定個人を傷つけたり、攻撃する場面や状況を設定しない。特に、登場人物の生命や人物像について、細心の注意を払うこと。
- (6) クラスの実態を押さえ、児童・生徒個々の必要

感に見合ったジレンマにすること。

- (7) 「主人公は何をすべきか」というように、すべき(当為)を用いて、主人公のとるべき行為を意思決定させる。

授業の準備として、2つの立場それぞれについて価値分析表を作成する。これは、予想される児童生徒の理由付けを、コールバーグの道徳性発達段階に照らし合わせて、各段階に分けた基準表である。授業は通常、2単位時間を用いて行われる。第1次の授業では、読み物資料が配付されて児童生徒が読んだ後、2つの価値の間で生じるジレンマが確認される。そして、児童生徒は資料の主人公がどうすべきか1つの当為を選択し、その理由をワークシートに記述する(第1次理由付け)。第1次の授業が終了すると、児童生徒が記した理由付けは、価値分析表に基づいて分類され、道徳性のどの段階に何人いるかを調べ、次時の授業計画に生かされる。第2次の授業では、先に選択した立場に分かれてディスカッションが行われる。ディスカッション終了後に、再びどちらかの立場を選択し、その理由をワークシートに記述(第2次理由付け)し、オープンエンドで授業は終了する。授業後、児童生徒が記した第2次の理由付けを再び価値分析表に照らして分類し、道徳性段階の変容を検討する。なお、モラルジレンマを用いた道徳授業に対しては、宇佐美(2005)による批判がある⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾。また、情報モラル教育におけるモラルジレンマ授業については、阿部(2013)による批判的検討⁽¹⁹⁾、梅田・江島・野崎(2012)による課題の指摘と新たな授業の提案⁽²⁰⁾などがある。

4. モラルジレンマ授業実践事例の分析

4.1. 分析の方法

これまでの先行研究や実践事例の中から、情報モラルに関するモラルジレンマ授業の授業事例を選択した。いずれの事例も、概ね先に示した資料づくりの原則に沿って作られていることを確認した。それらの授業事例から、まず、対立する2つの価値の構造を提示する。次に、「3種の知識」モデルへ適用して、資料における「適切な情報モラルの判断」は何かを明らかにする。最後に、授業終了時点において、授業を受けた児童生徒はどのような

情報モラルの判断に至ったか、また、何人の児童生徒が道徳性の段階に上昇が見られたかを確認する。それらの分析を基に、モラルジレンマ授業に共通する特徴を明らかにする。

4.2. 事例の分析

(1) 事例1

主題名：ぼくの詩どう？
 対象学年：小学校高学年
 価値：信頼・友情，公德心・規則重視
 概要：主人公がインターネットを通して知り合った友達である真也から、手術を間近にひかえた人がつくったとされる十数編の詩が添付されたメールが送られてきた。そして、メールには手術を成功させるためにできるだけたくさんの人に送ってもらいたいと書かれてあった。その詩を読んで、ぼくは感動し、多くの人にもその詩を読んでもらいたいと思った。しかし、そのようなチェーンメールを転送することは、父からネットワークを使っていく上で必要なネチケットに反するというを思い出したぼくはメールを送るべきかどうか悩む。

作：中田光彦，道徳性発達研究会
 中田(2005)より一部抜粋⁽²¹⁾

まず、2つの価値の対立としては、メール友達の願いを叶えたいという友情と、ネチケットを守ろうとする規則重視の価値とを対立させている。

次に、「3種の知識」モデルへの適用では、原則の知識として、友情を大切にすべきだという知識が該当する。一方、状況の知識としては、チェーンメールを送ることはネチケットに反するという知識である。そして、合理的判断の知識としては、メール友達との友情は大切であるが、チェーンメールはネチケットに反するという知識になる。従って、チェーンメールの転送は控えるべきだということが「適切な情報モラルの判断」になる。

授業実践は、小学6年生25名を対象にして行われた。授業の終了段階の第2次理由付けにおいて、「メールを送るべき」が9人、「メールを送るべきではない」が16

名であった。道徳性の段階に上昇が見られた児童は、25名中7名であった。

(2) 事例2

主題名：ダンス
 対象学年：小学校高学年
 価値：信頼・友情，公德心・規則重視
 概要：美奈子が親友である愛のために開かれるお別れ会で、みんなで人気グループのCDを使ってダンスを踊る計画をたて、練習を重ねてきた。しかし、お別れ会の当日、そのCDを姉が使うので、コピーして持っていくことをすすめられるが、放送委員会の先生から「著作権」について話を聞き、CDをコピーすることは法律で禁じられていることを知っていた美奈子はCDをコピーすべきかどうか悩む。

作：中田光彦，道徳性発達研究会
 中田(2005)より一部抜粋⁽²²⁾

まず、2つの価値の対立としては、親友とのお別れ会を成功させたいという友情と、著作権を守らなければならないという規則重視の価値とを対立させている。

次に、「3種の知識」モデルへの適用では、原則の知識としては、信頼・友情を大切にするという知識が該当する。一方、状況の知識としては、著作権法では、著作者に無断でソフトウェアをコピーしてはならないという法律の知識となる。そして、合理的判断の知識としては、信頼・友情は大切であるが、法や規則も守らなければならない、著作権法に従うという知識になる。従って、この知識に基づいて、コピーは控えるべきだということが「適切な情報モラルの判断」になる。

授業実践は、小学校6年生24名を対象にして行われた。授業の終了段階の第2次理由付けにおいて、「CDをコピーすべき」と判断した児童が9名、「CDをコピーすべきでない」と判断したのが15名であった。道徳性の段階に上昇が見られた児童は、24名中8名であった。

(3) 事例3

主題名：壊れたフロッピーディスク
 対象学年：中学校全学年
 価値：役割と責任の自覚、権利・義務
 概要：主人公なおきは級友と共に作成してきた学級新聞をパソコンのソフトウェアを使って仕上げる責任者となった。なおきは製作途中で不注意から誤って、ソフトウェアのフロッピーディスクを壊してしまう。その状況で先輩のすすむはソフトウェアのコピーをすすめてきた。なおきはソフトウェアの開発会社に勤める兄から教えられた著作権のことを考え、コピーに抵抗を感じてしまう。しかし締め切りが近づき、学級の仕事を果たすという責任感と著作権の保護をするという他人の権利の尊重で、心が揺れている。なおきはコピーすべきか、すべきでないか？

作：門脇岳彦，道徳性発達研究会
 道徳性発達研究会・荒木(2015)より一部抜粋⁽²³⁾

まず、2つの価値の対立としては、学級新聞製作の責任を果たすという役割の自覚と、著作権を保護するという他人の権利尊重の価値とを対立させている。

次に、「3種の知識」モデルへの適用では、原則の知識としては、学級での役割を責任を持って果たさなければならぬという知識が該当する。一方、状況の知識としては、先の事例2と同様に、著作者に無断でソフトウェアをコピーしてはならないという著作権法の知識である。そして、合理的判断の知識としては、自分の役割や責任を果たすことは大切であるが、他人の権利は尊重しなければならず、著作権法に従うという知識になる。この知識に基づいて、フロッピーディスクのコピーは断念すべきだということが「適切な情報モラルの判断」となる。なお、この事例は資料のみなので、授業については分析をしていない。

(4) 事例4

主題名：不正アクセス
 対象学年：中学生
 価値：家族愛、公德心・規則重視
 概要：
 タケシはある薬科大学の薬学部で教授をしている。現在、世界中で数多くの人々が苦しんでいる難病を治す新薬の開発に取り組んでいる。しかも、タケシの家族もその難病にかかっているが、副作用を取り除くメカニズムを解明できないでいた。
 ある日、そのメカニズムを解明したというA製薬会社のデータベースにアクセスできるIDとパスワードを偶然に取得する。偶然に取得したとはいえ、アクセスする資格のない人が規制されたサイトを見ることを「不正アクセス」といい、法律で禁止されている。タケシは、そのデータベースにアクセスし、情報を取得すべきかどうか悩む。

作：倉敷市立東中学校道徳教育研究部会
 倉敷市立東中学校道徳教育研究部会(2011)より要約⁽²⁴⁾

まず、2つの価値の対立としては、家族を難病から救いたいという家族愛と、不正アクセスをしてはいけないという規則重視の価値とを対立させている。

次に、「3種の知識」モデルへの適用では、原則の知識としては、家族を難病から救いたいという家族愛の知識が該当する。一方、状況の知識としては、不正アクセスは禁止されているという法律の知識である。そして、合理的判断の知識としては、家族への愛情は大切であるが、法やきまりは遵守しなければならず、不正アクセス禁止法に従うという知識になる。従って、不正アクセスをすべきではないということが「適切な情報モラルの判断」となる。

授業実践は、中学校第3学年の生徒34名を対象として行われた。授業の終了段階での、第2次理由付けにおいては、「アクセスが許される」が30名、「許されない」が4名であった。道徳性の段階に上昇が見られた生徒は、34名中7名であった。

(5) 事例5

主題名：好美の告白

対象学年：中学生

価値：友情、公德心・規則重視

概要：

ルリ子の住むA市では、市の活性化のために、市のシンボルとなるキャラクターを中学生を対象にして募集していた。ルリ子の親友であり、中学校の美術部の部長をしている好美は、キャラクター作りに力を入れていた。好美は、絵画展などで受賞歴があり、芸術系で有名なB高校への進学を目標としている。

一週間後、市ではシンボル・キャラクターの審査が行われ、好美が描いたキャラクターが第一候補に選ばれた。しかし、ルリ子は、好美から「正直に言うと、私が考えたデザインじゃないのよ。インターネットのホームページを見ていたら、すてきなマークがあったので、それを参考にして描いたの。」と告白される。そして、ルリ子は秘密にしておくように頼まれる。ルリ子は、好美に応募を取り下げようと言おうかどうか悩む。

作：倉敷市立東中学校道德教育研究会

倉敷市立東中学校道德教育研究会(2011)より要約⁽²⁵⁾

まず、2つの価値の対立としては、友達への友情と、著作権を守らなければならないという規則重視の価値とを対立させている。

次に、「3種の知識」モデルへの適用では、原則の知識としては、親友の受賞を願う友情の知識が該当する。一方、状況の知識としては、類似性のある作品の投稿は著作権法に抵触するおそれがあるという法律の知識である。そして、合理的判断の知識としては、友情は大切であるが、法やきまりは遵守しなければならない、著作権法に従うという知識になる。従って、キャラクターの類似性についてよく調べるため取り下げを促すことが「適切な情報モラル判断」となる。

次に、中学3年生の生徒34名を対象として、実践した授業の終了段階での第2次理由付けでは、「事実を隠す

立場」は30人、「取り下げを促す立場」は4人であった。道徳性の段階に上昇が見られた生徒はいなかった。

(6) 事例6

主題名：学校掲示板

対象学年：小学校高学年

価値：友情、公德心・規則重視

概要：

小学校6年生の亜衣、幸子、元太は同じクラスの友達だ。幸子と元太がささいなことでけんかをして以来、元太は幸子に対して、嫌がらせをし始めた。亜衣は幸子と元太が仲良しに戻る方法を、毎日考えるようになった。

ある日、亜衣と幸子は、幸子の家でインターネットをしていて、「〇〇小学校の告白掲示板」というサイトを見つけた。部屋に一人になった亜衣は、告白掲示板には、「幸子」の名前でログインしていることに気付いた。

「今なら、幸子に代わって、幸子の気持ちを書き込むことができる。」と思い、「6年B組の元太くんは私にひどいことをしてきます。とてもつらいです。だれか、助けてください。幸子」と書き込んだ。

次の日、「告白掲示板」を見たクラスの友達が、担任の先生にそのことを伝えた。元太と幸子は先生に呼び出され、先生の前で元太は、「これからは幸子への嫌がらせをやめ、もとに戻る」ことを約束した。

作：中島瑠美

中島・佐々木(2015)より要約⁽²⁶⁾

まず、2つの価値の対立としては、友達をいじめから救いたいという友情と、他人になりすましてアクセスをしてはいけないという規則重視の価値とを対立させている。

次に、「3種の知識」モデルへの適用では、原則の知識としては、友達をいじめから救いたいという友情の知識が該当する。一方、状況の知識としては、なりすましてアクセスすることは禁止されているかもしれないとい

う法律の知識である。そして、合理的判断の知識としては、友情は大切であるが、法やきまりは遵守しなければならず、なりすましてアクセスしてはいけないという知識になる。従って、なりすましの書き込みをすべきではないということが「適切な情報モラルの判断」となる。授業実践は、小学6年生の児童36名を対象にして行われた。授業の最終段階では、「許されない（なりすまはいけない）」の立場が30名で、一方、「許される（幸子を助きたい）」の立場は6名であった。この実践では、道徳性段階の調査はしていない。

4.3. 結果

これらの分析を通して、次のような共通する特徴を指摘することができる。

まず、対立する価値の一方には、法律や規則を守らなければならないという規則重視の価値が位置付けられている。（事例3の場合は、権利・義務となっているが、著作権という法律の重視に置き換えることができる）資料には、著作権や肖像権など情報に関わる法律や規則、また、法律的な規定はなくても守ることが望ましいネチケット等を資料の主人公が守るべきだという立場が位置付けられることになる。従って、法やきまりの遵守と他の価値に関する心情との間で葛藤するという筋書きになっていることが第1の特徴として挙げられる。

次に、「3種の知識」モデルへの適用においては、原則の知識が、友情や家族愛など、その他の価値に関する知識が該当する。状況の知識は、著作権やネチケットなどの法やきまりを守らなければならないという知識が該当する。そして、合理的判断の知識としては、原則の知識と状況の知識に基づいて判断した場合、他の価値に関する知識は大切であるが、法やきまりを遵守すべきだという知識が合理的判断の知識となる。その合理的な判断の知識に基づき、「適切な情報モラルの判断」を下すことになる。よって、第2の特徴として、状況の知識として、法やきまりの遵守があるので、「適切な情報モラルの判断」は定まっていることになる。

授業実践については、いずれの事例についても、授業終了の段階で、法やきまりを遵守する立場よりも他の価値を優先して判断している児童生徒が存在していた。したがって、第3の特徴として、オープンエンドで終わる

モラルジレンマの授業の終了段階では、情報モラルに関する法やきまりに抵触した判断をしている児童生徒がいることが挙げられる。

最後に、道徳性の段階については、上昇した児童生徒が数名いる事例がほとんどであり、道徳性の向上には有効であると考えられる。しかし、道徳性の向上が必ずしも「適切な情報モラルの判断」につながっていないことが第4の特徴として挙げられる。これは、児童生徒が「適切な情報モラルの判断」をしていなくても、理由付けによっては、高次の道徳性の段階と判定できる価値分析表が作られていることに原因がある。

4.4. 考察

先に述べた4つの特徴から、情報モラルに関するモラルジレンマ教材がタブレットに組み込むコンテンツとして適切かどうか検討する。

まず、第1、第2の特徴に関しては、法やきまりの遵守とその他の価値の対立になっており、「3種の知識」モデルに適用すると、法やきまりを遵守する立場が優先され、「適切な情報モラルの判断」は定まっていることから、わざわざモラルジレンマを引き起こす筋書きの資料を用いる必要性が薄れてくる。これについては、梅田・江島・野崎(2012)は、事例1に挙げた「ぼくの詩どう？」を取り上げ、「情報モラルのジレンマ資料は、道徳心と情報モラルの規則がジレンマになっており、情報モラルとしては答えが存在するものが多い」ことを指摘している⁽²⁷⁾。

第3の特徴に関しては、授業終了時に、法やきまりに抵触した判断をしたままの児童生徒がいれば、それを授業者が容認したことになってしまう。このことについて、阿部(2013)は、事例5の「好美の告白」を取り上げて、「犯罪の隠蔽の容認を教えることにもなる」と述べている⁽²⁸⁾。また、第4の特徴に関しては、高次の道徳性の段階でも、情報モラルに関する法やきまりに抵触した判断をする場合があることは、先に提示したように、特別の教科道徳では、特に情報社会の倫理、法の理解と遵守の内容を中心に扱うことから、道徳教育には受け入れられ難いことと考えられる。

以上の検討から、情報モラルに関する法やきまりの遵守を一方の価値として位置付けたモラルジレンマ教材を

情報モラル教育に持ち込むことは慎重にならざるを得ないと言えよう。したがって、本研究において、タブレット型PCに道徳のコンテンツとして導入するのは控えることにした

5. 今後の課題

法やきまりの遵守以外では、自分自身の健康に関することや、他人への思いやりなどの価値を位置付けたモラルジレンマ資料について検討することが考えられる。また新たに、金井(2012)による「構造化方式」⁽²⁹⁾を用いた指導について検討したい。構造化方式の道徳授業では、人間の本性を5つの側面に整理しており、その中に、「人間のもつ弱さ・醜さの側面に関わる価値の自覚」「人間のもつ気高さの側面に関わる価値の自覚」などがある。構造化方式の原理に沿って授業を展開するのが情報モラル教育にはふさわしいのではないかと思われる。今後は、構造化方式に基づく情報モラル教育を追求していく。

謝辞：本研究はJSPS科学研究費 15K01104の助成を受けたものである。

付記：本稿は、その一部を日本教育工学会第31回全国大会（電気通信大学）にて発表している⁽³⁰⁾。

参考文献

- (1) 文部科学省委託「情報モラル等指導サポート事業」, 2006
<http://kayoo.org/moral-guidebook/nerai/nerail.html>
- (2) コンピュータ教育開発センター「ネット社会の歩き方」, 2005
<http://www2.japet.or.jp/net-walk/>
- (3) 教員研修センター「情報モラル研修資料」, 2005
<http://www.nctd.go.jp/2005/index.htm>
- (4) 佐々木弘記・木口修・平松茂「情報モラル指導を支援する教材パッケージの改善」『日本教育工学会第21回全国大会講演論文集』, pp. 647-648, 2005
- (5) 文部科学省「教育の情報化に関する手引」, pp. 143-145, 2010
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm
- (6) 荒木紀幸『続道徳教育はこうすればおもしろい』北大路書房, 1997
- (7) 文部科学省「小学校学習指導要領」, 2008
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/syo/sou.htm
- (8) 文部科学省「小学校学習指導要領解説総則編」, pp. 79-80, 2008
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2009/06/16/1234931_001.pdf
- (9) 前掲書(5), pp. 118-119
- (10) 文部科学省「学習指導要領解説特別の教科道徳編」, p. 94, 2015
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2015/08/19/1282846_3.p
- (11) 村井実『村井実著作集4・道徳は教えられるか』小学館, 1987
- (12) 松田稔樹『『情報モラル』をどう捉えて教育するのか』『日本教育工学会第15回全国大会講演論文集』, pp. 17-18, 1999
- (13) 玉田和恵・松田稔樹『『3種の知識』による情報モラル指導法の開発』『日本教育工学会論文誌』28(2), pp. 79-88, 2004
- (14) 荒木紀幸「モラルジレンマ授業実践のためにーピアジェとコールバーグの理論ー」荒木紀幸編『モラルジレンマ資料と授業展開小学校編第2集』, 明治図書, pp. 205-206, 2005
- (15) 道徳性発達研究会・荒木紀幸「道徳性発達研究会が開発したモラルジレンマ資料」『道徳性発達研究』5(1), pp. 1-3, 2010
- (16) 同上, pp. 5-6
- (17) 宇佐美寛『価値葛藤』は迷信であるー「道徳」授業改革編ー』明治図書, 2005
- (18) 宇佐美寛『「道徳」授業をどう変えるか』明治図書, 2015
- (19) 阿部学「情報モラル教育としての『道徳』授業批

- 判』『授業実践開発研究』6, pp. 35-43
- (20) 梅田恭子・江島徹郎・野崎浩成「高校生を対象とした著作権に関するジレンマ資料を活用した情報モラル授業の検討」『愛知教育大学教育創造開発機構紀要』2, pp. 157-163, 2012
- (21) 中田光彦「情報倫理教育 ぼくの詩どう？」荒木紀幸編『モラルジレンマ資料と授業展開小学校編第2集』明治図書, p. 130, 2005
- (22) 中田光彦「情報倫理教育 ダンス」荒木紀幸編『モラルジレンマ資料と授業展開小学校編第2集』明治図書, p. 122, 2005
- (23) 前掲書 (15), p. 18
- (24) 倉敷市立東中学校道徳教育研究部会「道徳の時間に活用する情報モラル育成のための読み物教材の開発と評価」『公益財団法人パナソニック教育財団実践研究助成第37回実践研究助成報告書』, 2011
http://www.pef.or.jp/db/pdf/2011/2011_57.pdf
- (25) 同上
- (26) 中島瑠美・佐々木弘記「学校掲示板への書き込みを題材にした情報モラル指導用教材の開発」『日本科学教育学会研究会研究報告』29 (8), p. 51
- (27) 前掲書 (20), p. 159
- (28) 前掲書 (19), p. 38
- (29) 金井肇「学習指導要領の『道徳性』を育てる道徳教育:『構造化方式』の提唱」筑波大学博士(文学)学位論文, 2012
- (30) 佐々木弘記・宮地功「タブレット型PCに組み込む道徳の読み物資料の検討」『日本教育工学会第31回全国大会講演論文集』, pp. 799-800, 2015